

マイナ保険証と現行の健康保険証の両立を図るよう 国への意見書提出を求める陳情書

【陳情趣旨】

2024年（令和6年）12月からはじまる健康保険証の廃止を中止し、当面の間、マイナ保険証と現行の健康保険証の両立を図るよう国に意見書を提出してください。

【陳情理由】

政府は2023年6月に改正マイナンバー法を可決・成立させ、マイナンバーカードに健康保険証の機能（以下マイナ保険証）を持たせ、従来の健康保険証は2024年12月2日に廃止し、マイナンバーカードを作成しない、あるいは発行できない国民には資格確認書を交付するとしています。

総務省の「マイナンバーカードの交付・保有状況（令和6年5月末時点）」によるとあきる野市における人口に対する保有枚数率は72.1%とされ、市民の約4人に一人が未だにマイナンバーカードを保有していません。また、厚生労働省の「オンライン資格確認マイナ保険証の利用実績（令和6年5月末）」によると東京都のマイナ保険証の利用率は7.25%にとどまっています。マイナ保険証の保有、利用がなかなか進まないなかで、受診時のエラーや別人の個人情報が出るなど、マイナ保険証のトラブルは多発しており、マイナ保険証の利用に関して国民が不安を抱えていることは、利用率から見ても明らかです。

突然の義務化と情報漏洩・セキュリティ対策の不安などにより、地域住民の健康を支え、いわゆる「かかりつけ医」となる医療機関の休廃業・解散件数は全国で709件、前年比で37.1%増となり、過去最多を更新しています。医療機関が減少すれば地域医療の数と質を下げることになり、市民生活の大きな問題に発展しかねません。

マイナ保険証を作ることができない人には、紙の資格確認書で対応し、使用時にエラーが発生した場合には、結局、健康保険証で確認する現状において、健康保険証の廃止とマイナ保険証の一律使用を2024年内に完全実施するのは、あまりにも強引であり、混乱を招くことは必至です。

以上のことから、貴議会に対し、地方自治法99条の規定により、健康保険証の廃止を中止して、当面の間、マイナ保険証と現行の保険証の両立を図るよう、国へ意見書を提出することを陳情します。

令和6年 8月 9日



東京都羽村市小作台5-21-6
東京土建一般労働組合西多摩支部
執行委員長 宮崎 透
住所：あきる野市野辺1044-7

副執行委員長 辻岡 邦之
住所：あきる野市牛沼500-5
電話

東京都あきる野市議会議長 臼井 建 殿